

## 採用候補者選考委員について(現行)

第1 4年制大学設置準備委員会設置要綱第8条の規定に基づき、4年制大学の教員(以下「教員」という。)の選考を行うための委員(以下「選考委員」という。)を置く。

第2 選考委員は、次の事項を担当する。

- (1) 教員の採用候補者を推薦し、採用候補者名簿を作成すること。
- (2) 前号により充足できない教員を採用する必要がある場合に、公募への応募者の中から選考を行い、採用候補者名簿を作成すること。

第3 選考委員は、4年制大学設置準備委員会委員長(以下「委員長」という。)および委員長が4年制大学設置準備委員会委員の中から指名した者とする。

- 2 選考委員の定数は5名程度とする。
- 3 選考委員の任期は、指名された日から平成25年3月31日までとする。
- 4 委員長は選考委員を統括し、採用候補者名簿の調製を行う。

第4 選考委員に関する事務局は大学設置準備室に置く。

第5 以上のほか、選考委員の職務に必要な事項は、市長が別に定める。

---

改正案	現行
第1 (略)	第1 (略)
第2 (略)	第2 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) <u>カリキュラムの編成に関する</u> <u>こと。</u>	
第3 (略)	第3 (略)
第4 (略)	第4 (略)
第5 (略)	第5 (略)